

## 吉野町協働のまちづくり推進交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民団体等が地域の課題解決やまちの活性化を図るために取り組む自主・自立的な活動のうち、行政との協働で進めることでより大きな効果が期待される事業や、公益的活動を行う住民団体等に対し、協働のまちづくり推進交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民団体等 地域団体、ボランティアグループ、NPO法人その他の公益的な活動を行う団体で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 構成員が5名以上の団体であるもの

イ 団体の規約等を定めているもの

(2) まちづくり活動 住民団体等が吉野町内において主体的かつ意欲的に行う公益的な活動（不特定多数の利益又は社会の利益につながるもの）をいう。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした活動は除く。

### (交付対象団体)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができるものは、住民団体等とする。

### (交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、住民団体等が行うまちづくり活動（国、県及び本町等の他の補助制度の対象となるものを除く。）で次の各号のいずれかの部門に該当するもののうち、本町のまちづくりに大きく寄与すると町長が認めるものとする。

(1) 立ち上げ期支援部門 まちづくり活動を行おうとする団体で、活動拠点が町内にあり町内で活動する団体

(2) がんばってみよう学生部門 地域の課題解決やまちの活性化に向けて吉野町内の他の団体等とのパートナーシップのもと、効果のあるまちづくり活動を行う構成員の7割以上が学生（大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校その他学校教育に類する教育を行う学校等に籍を置く学生をいう。）である団体

### (交付対象経費)

第5条 交付金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 事業を行うために必要な実費（材料費、印刷費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料等）

- (2) 事業を行うために必要な講師や専門家等への謝礼
- (3) その他事業を行うために町長が必要と認めた経費

2 次の経費は補助対象経費としない。

- (1) 家賃、人件費など団体の経常的な維持、運営経費
  - (2) 事業の遂行に必要と認められない食糧費
  - (3) 交付対象事業に直接関係のない経費
  - (4) その他町長が適当でないと認めた経費
- (交付金の額及び交付回数)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に、次の各号に掲げる部門の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

- (1) 第4条第1項第1号の部門 3分の2で、その限度額は20万円とする。  
ただし、同一団体への交付回数は、3回を限度とし、同一年度において1回限りとする。
- (2) 第4条第1項第2号の部門 10分の10で、その限度額は15万円とする。  
ただし、同一団体への交付回数は、2回を限度とし、同一年度において1回限りとする。

(募集と交付申請)

第7条 町長は、交付金の対象となる事業について期間を定めて公募する。

2 助成を受けようとする住民団体等は、次に掲げる書類等を添え、町長に交付申請するものとする。

- (1) 吉野町協働のまちづくり推進交付金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 規約または会則、実施団体の概要書等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第8条 町長は、前条の規定により交付申請があれば、吉野町協働のまちづくり推進交付金事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の設置及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

3 審査会は、交付金交付について申請団体の活動内容や経費について審査と選考を行い、その結果を町長に報告する。

4 町長は、審査会の報告を受け事業の可否を決定したときは、吉野町協働のまちづくり推進交付金交付決定通知書（様式第4号）により、当該団体に通知する。

(交付金の変更承認申請)

第9条 前条により交付決定を受けた団体（以下「交付対象団体」という。）

は、交付の対象となる事業が次の各号のいずれかに該当する場合には、吉野

町協働のまちづくり推進交付金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。
  - (2) 交付対象事業を中止または廃止しようとするとき。
- (実績報告)

第10条 交付対象団体は、交付金の対象となる事業が終了したときは、すみやかに次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 吉野町協働のまちづくり推進交付金実績報告書（様式第6号）
  - (2) 事業報告書
  - (3) 収支決算書
  - (4) 事業実施に要した経費に係る領収書等の写し
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- (交付金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の額を確定し吉野町協働のまちづくり推進交付金確定通知書（様式第7号）により通知する。

2 町長は、前条の規定に関わらず、事業の円滑な遂行のため必要と認めるときは、交付決定額の範囲において、概算払いにより交付金を交付することができる。

(交付金の請求)

第12条 交付対象団体は、前条第1項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、吉野町協働のまちづくり推進交付金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 交付対象団体は、前条第2項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、吉野町協働のまちづくり推進交付金概算払請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第13条 交付対象団体は、交付金の確定により受けるべき交付金の額を超える交付金を既に交付されているときは、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第14条 町長は、交付対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定額の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。